

輸出管理DAY for ACADEMIA実行委員会 会則

平成25年 5 月 9 日制定
(令和 7 年 5 月 16 日最終改正)

第 1 章 総 則

【目 的】

第 1 条 本会は、輸出管理に関する事項の研究および情報の交換を通じて、輸出管理に係わる関係者のネットワークを構築し、日本の輸出管理業務の質的向上を図ることを目的とする。

【名 称】

第 2 条 本会は、輸出管理DAY for ACADEMIA実行委員会（略称「EFA実行委員会」）と称する。

【事務局】

第 3 条 本会の運営および活動のため、事務局を東京都調布市調布ヶ丘1-5-1 国立大学法人電気通信大学内に置く。

第 2 章 会員および組織

【会 員】

第 4 条 会員は、つぎの各号の要件を全て満たすものとする。

- 一 輸出管理関連業務に現在もしくは過去に携わっていた者
 - 二 第 1 条の目的に賛同し、本会の健全かつ円滑な運営に協調する者
- 2 第12条の委員会の開催案内の出欠確認に明らかな理由なく 3 回連続応答しない場合は、委員会の承認を経て退会となる。

【入 会】

第 5 条 本会への入会は、会員の推薦と委員会の承認により決定する。

【退 会】

第 6 条 会員は、本会へ申し出るによりいつでも退会することができる。

【役員等】

第 7 条 本会の健全かつ円滑な運営を図るため、会員の中に次の役員及び監査人を置く。

一 役 員

委員長	1 名
副委員長	若干名
事務局長	1 名
副事務局長	若干名

二 監査人

若干名

2 前項のほか、必要に応じ、その他の役員を置くことができる。

【役員等の職務】

第 8 条 委員長は、本会を代表し委員会の議長となる。

2 副委員長は、委員長の業務を支援もしくは分担するとともに、委員長に事故あるとき

はこれを代理する。

- 3 監査人は、本会の活動及び収支決算の内容を監査する。
- 4 事務局長は、第11条の「輸出管理DAY for ACADEMIA」の事務を統括するとともに、本会の会計（収支決算書の作成を含む）及び総務を担当する。
- 5 副事務局長は、事務局長の業務を支援もしくは分担するとともに、事務局長に事故あるときはこれを代理する。
- 6 委員長は、必要に応じて、役員等構成する役員会議を開催することができる。

【役員等の選任】

第9条 役員等は、会員の推薦と原則として第11条の「輸出管理DAY for ACADEMIA」後の最初の委員会の承認をもって選任する。ただし、通例として委員長は前副委員長の内から選任し、監査人は委員長経験者をもって充てることとする。

【役員等の任期】

第10条 役員等の任期は、原則として、第11条の「輸出管理DAY for ACADEMIA」後の最初の委員会後から次の「輸出管理DAY for ACADEMIA」後の最初の委員会までとする。

第3章 活 動

【輸出管理DAY for ACADEMIA】

第11条 本会は、第1条の目的を達成するため、「輸出管理DAY for ACADEMIA（以下、EFA）」（以下、大会）を開催する。

- 2 大会は、原則として年1回とする。
- 3 大会のテーマ、時期等の開催要領は、委員会でその都度決定する。

【委員会】

第12条 本会は、第1条の目的を達成するため、原則として3か月に1回、定期的に委員会を開催する。

- 2 委員会の委員は、次に掲げる者とする。
 - 一 第7条に定める役員等
 - 二 会員の中から委員長が指名し委嘱する者
- 3 委員会は、前項に定める委員の他、会員の中からまたは必要に応じて会員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。
- 4 委員会におけるテーマは、次の事項とする。
 - 一 会則の制定および改廃
 - 二 会員の入会および退会に関する事項
 - 三 第11条に定める大会の企画運営
 - 四 前項の企画に必要な次の調査研究等
 - ①大学、研究機関等の輸出管理に関する調査、研究
 - ②国内および諸外国の輸出管理に関する先進事例の調査、研究
 - ③輸出管理に関連する法制等に関する調査、研究
 - ④前各号の調査・研究にかかる成果の発表(各種資料の発行・提言等を含む。)
- 5 委員会は、前項四号の調査研究等を実施するに際し、必要に応じて委員以外の会員および有識者を参加させた調査研究会を開催することができる。

【議 決】

第13条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 委員に欠席あるときは、当該委員が指名する者を代理として委員会に出席させること

ができる。

第4章 会費等

【収入】

第14条 本会の運営および事業に要する経費は、会費、特別会費および特別収入による。

【会費】

第15条 本会の会費および入会金は、当面無償とする。

【特別会費】

第16条 本会は、大会を行うにあたり、参加費等の特別会費を徴収することができる。

【特別収入】

第17条 本会が本会の事業その他の活動において寄付、補助、利益等の収入を得たときは、これを特別収入として、本会の運営および事業に要する経費に充てる。

【使途の制限】

第18条 全ての収入は、本会の運営および事業の用にのみ使用し、他に流用してはならない。

第5章 活動報告および収支決算

【活動報告および収支決算】

第19条 収支期間は、大会終了後から大会終了までとする。

- 2 事務局長は大会終了後速やかに大会実施報告書および収支決算書を作成し、監査人により監査を受ける。
- 3 大会実施報告書および収支決算書の報告は、大会後の最初の委員会において行う。

附 則

- 1 本会則は、平成25年5月9日から施行する。
- 2 第7条、第9条および第10条の規定に関わらず、平成25年8月31日までの役員等は、次のとおりとし、幹事および監査人は、これを置かない。
 - ・委員長 松原幸夫（新潟大学）
 - ・副委員長 伊藤正実（群馬大学）
 - ・会計 池田勉（信州大学）

附 則

本会則は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

本会則は、平成27年8月27日から施行する。

附 則

- 1 本会則は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 第7条、第9条および第10条の規定に則り、平成29年6月30日までの役員等は、次のとおりとする。

- ・委員長 小野浩幸 (山形大学)
- ・副委員長 佐藤弘基 (九州大学)、則竹幹子 (CISTEC)
- ・幹事 山之内雄二 (横浜国立大学)
- ・会計 三條大輔 (山形大学)
- ・監査人 松原幸夫 (新潟大学)、岡田昌治 (九州大学)、
伊藤正実 (群馬大学)

附 則 (平成28年11月18日変更)
 本会則は、平成28年11月18日から施行する。

附 則

- 1 本会則は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 第7条、第9条および第10条の規定に則り、平成30年6月30日までの役員等は、次のとおりとする。
 - ・委員長 佐藤弘基 (九州大学)
 - ・副委員長 大林明彦 (北海道大学)、則竹幹子 (CISTEC)、
羽賀丈雄 (芝浦工業大学)、井内健介 (徳島大学)
 - ・幹事 山之内雄二 (横浜国立大学)
 - ・事務局長 松原幸夫 (九州大学)
 - ・会計 原田知子 (九州大学)
 - ・監査人 松原幸夫 (新潟大学)、岡田昌治 (九州大学)、
伊藤正実 (群馬大学)、小野浩幸 (山形大学)

附 則

- 1 本会則は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 第7条、第9条および第10条の規定に則り、平成31年6月30日までの役員等は、次のとおりとする。
 - ・委員長 伊藤正実 (群馬大学)
 - ・副委員長 大林明彦 (北海道大学)、則竹幹子 (CISTEC)
 - ・事務局長 重田吉康
 - ・事務局 桑江良昇 (北里大学)、伊藤克志
 - ・監査人 松原幸夫 (新潟大学)、岡田昌治 (九州大学)、小野浩幸 (山形大学)、
佐藤弘基 (九州大学)

附 則

- 1 本会則は、令和3年4月9日から施行する。
- 2 第7条、第9条および第10条の規定に則り、令和3年4月9日からの役員等は、次のとおりとする。
 - ・委員長 伊藤正実 (群馬大学)
 - ・副委員長 狩野幹人 (三重大学)、石川綾子 (名古屋大学)、山越祥子 (大阪大学)、
則竹幹子 (CISTEC)
 - ・事務局長 小野薫 (電気通信大学)
 - ・副事務局長 渡辺修 (東京理科大学)
 - ・事務局 桑江良昇 (北里大学)、天児史子
 - ・監査人 大林明彦 (北海道大学)

附 則

- 1 本会則は、令和5年3月2日から施行する。
- 2 第7条、第9条および第10条の規定に則り、令和5年3月2日からの役員等は、次のとおりとする。

- ・委員長 狩野幹人（三重大学）
- ・副委員長 石川綾子（名古屋大学）、金美善（大阪大学）、則竹幹子（CISTEC）、山越祥子（筑波大学）、
- ・事務局長 渡辺修（東京理科大学）
- ・副事務局長 小野薫（電気通信大学）、白石美知子（芝浦工業大学）、宮下史子（東京大学）
- ・事務局 天児史子
- ・監査人 伊藤正実（群馬大学）

附 則

- 1 本会則は、令和6年3月29日から施行する。
- 2 第7条、第9条および第10条の規定に則り、令和6年3月29日からの役員等は、次のとおりとする。
 - ・委員長 石川綾子（名古屋大学）
 - ・副委員長 伊藤正実（群馬大学）、金美善（大阪大学）、則竹幹子（CISTEC）、山越祥子（筑波大学）、
 - ・事務局長 宮下史子（東京大学）
 - ・副事務局長 小野薫（電気通信大学）
 - ・事務局 今野瑞穂（東京工業大学）
 - ・監査人 狩野幹人（三重大学）

附 則

- 1 本会則は、令和7年5月16日から施行する。
- 2 第7条、第9条および第10条の規定に則り、令和7年5月16日からの役員等は、次のとおりとする。
 - ・委員長 狩野幹人（三重大学）
 - ・副委員長 高野順一（合同会社日本輸出管理研究所）、中田修二（東海大学）、則竹幹子（CISTEC）、三輪佳宏（理化学研究所）、山田朗（愛媛大学）
 - ・事務局長 高野順一（合同会社日本輸出管理研究所）
 - ・副事務局長 小野薫（電気通信大学）、淵田英彦（慶應義塾大学）
 - ・監査人 石川綾子（名古屋大学）